

「ワークショップコレクション in やまぐち 2026」出展助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ワークショップコレクション in やまぐち 2026 出展助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この助成金は、県内の個人・企業・団体等（以下「団体等」という。）が「ワークショップコレクション in やまぐち 2026」（以下「WSC」という。）に出展する際、材料費や交通費等の経費の一部を支援することにより、多様な出展者の参画を促進するとともに、来場者の参加料（材料費相当）負担の軽減を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) WSCの出展者として決定を受けた者
- (2) WSC当日に出展者として参加し、出展ルールに沿って運営した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が団体等の運営に関与せず、かつ、社会的に非難されるべき関係を有していない者

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、WSCにおいて実施するワークショップを適切に運営するために必要な経費であって、別表の「助成対象経費区分表」に掲げるもの（第7条第1項の交付決定の日以降に発生した経費に限る。）とする。

(助成上限額)

第5条 助成金の上限額は2万円（ただし、1日のみの出展の場合は1万円とする。以下この条において同じ。）とする。ただし、一つの団体等が内容の全く異なる複数のワークショップを出展する場合（各ワークショップの運営に必要となる十分な人員を配置して実施する場合に限る。）は、1ブースあたり2万円を上限として請求できるものとする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）は、別に定める「ワークショップコレクション in やまぐち 2026」出展応募要項に基づく出展申請書の項目番号⑮「出展助成金申請希望の有無」で「有」を選択し、項目番号⑯「出展助成金の申請額」を記載して提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第7条 ワorkshopコレクション in やまぐち実行委員会委員長（以下「委員長」という。）は、交付申請を受けたときは、その内容を審査の上、助成金の交付が適当と認められる場合は、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、「ワークショップコレクション in やまぐち 2026」出展助成金交付決定通知書（様式第

1号。以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に対し交付決定の額を通知するものとする。

- 2 委員長は、申請多数により予算額を超過する場合には、第5条の規定に関わらず、出展助成金の申請額から減額した額を交付決定することができる。
- 3 委員長は、前項の規定に基づく審査の結果、助成金の交付が不相当と認められる場合は、「ワークショップコレクション in やまぐち 2026」出展助成金不交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第8条 交付申請を行った者又は交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)が、交付申請の取下げを行う場合には、「ワークショップコレクション in やまぐち 2026」出展助成金交付申請取下届(様式第3号。以下「取下届」という。)を速やかに委員長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第9条 委員長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すとともに、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を目的外の用途に使用したと認められる場合
- (2) 出展内容に関し、委員長の指示に従わなかった場合
- (3) その他、交付対象者としてふさわしくないと委員長が認めた場合

- 2 委員長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、「ワークショップコレクション in やまぐち 2026」出展助成金交付決定取消通知書(様式第4号)により交付対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 委員長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該交付対象者に対し、「ワークショップコレクション in やまぐち 2026」出展助成金返還請求書(様式第5号)により、助成金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(実績報告兼交付請求)

第11条 交付対象者は、WSC終了後、助成金の交付を受けようとする場合は、「ワークショップコレクション in やまぐち 2026」出展助成金実績報告書兼交付請求書(様式第6号。以下「実績報告書兼交付請求書」という。)を提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書兼交付請求書は、令和8年12月16日までに、算定根拠となる証拠書類(領収書等の原本)を添付して提出しなければならない。なお、次条第2項の規定による補正の求めがあった場合は、補正の求めがあった日から20日以内に再提出しなければならない。

- 3 一つの団体等が複数のワークショップにおいて交付対象となった場合は、ワーク

ショップ毎に実績報告書兼交付請求書を提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第 12 条 委員長は、前条の規定による報告及び請求を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき助成金の額を確定するとともに、当該交付対象者に対し、「ワークショップコレクション in やまぐち 2026」出展助成金額確定通知書（様式第 7 号）により通知し、助成金を交付するものとする。

2 委員長は、前項の規定に基づく審査の結果、助成金の対象として認められない経費が含まれているなど請求の補正が必要な場合は、助成金の請求者に対し補正を求めるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 6 月 3 日から施行する。

[助成対象経費区分表]

①材料費	ワークショップ素材の購入費
②消耗品費	ワークショップの実施に必要な文具などの購入費 ※WSC実施後も長期間継続的に使用可能な備品は除く。
③交通費	WSCの前日準備及び開催日に係る運営スタッフの交通実費及び高速道路利用料 ※乗用車による移動は 30 円/km として計算したもの ※公共交通機関による移動の場合は実費。特別料金（グリーン車両乗車等）は対象外
④運搬料	資機材の宅配料等の送料、資機材の運搬料
⑤賃借料	ワークショップの実施に必要な機器等の借料（レンタル料）、バス借上料等
⑥その他	委員長が特に必要と認める経費
※対象とならない経費	
・ 出展者の運営スタッフに係る人件費、飲食費に相当するもの	
・ 助成金の交付決定の日より前に購入等を行った経費	
・ 出展内容及び来場予定者数などから勘案し、明らかに過大と認められる数量を購入したもの	
・ <u>算定根拠となる領収書等の原本（注文書や納品書など支払が特定できない書類は不可。乗用車移動に係る場合は自家用車等旅費算定表で可）が提出できない経費</u>	
・ その他、WSCの出展に係る直接的経費と認められない経費 (例)個人・団体の活動紹介や活動記録に関する経費 ⇒リーフレット類の印刷製本代、インク・用紙代など	